

歴史・文化的資源を活かした市民協働による街なみづくり (新潟県 長岡市)

長岡市 都市整備部 都市計画課 水瀬 正雄



長岡市の概要

- 新潟県の中央部に位置する人口約27万2千人の県下第2の都市。中枢中核都市。
- 行政区域面積は約891km²、約4割が都市計画区域に指定。
信濃川が市の中央部を縦断し、兩岸の平野部には、住・商・工の市街地が広がる。
- 上越新幹線や関越・北陸自動車道などで、首都圏や北陸・東北方面と結ばれる交通の要衝。
電子・精密機械や液晶・半導体など高度なものづくり産業が集積したまち。
- コンパクトなまちづくりの取り組みとして、市民が最も集まりやすい中心市街地において、郊外からの市役所移転や連鎖的な再開発事業等を実施し、多様な都市機能を提供する「まちなか型公共サービス」を展開。
- 故事「米百俵の精神」を受け継ぎ、人材育成と未来への投資を積極的に行っている。
- 産学官金の連携で、産業、まちづくり、あらゆる分野で新たな価値を生み出す
“長岡版イノベーションモデル”の創出にも取り組む。



長岡市位置図



毎年8月2日・3日に日本一の大河・
信濃川で打ち上げられる長岡花火



市民協働・交流の拠点
シティホールプラザ「アオーレ長岡」

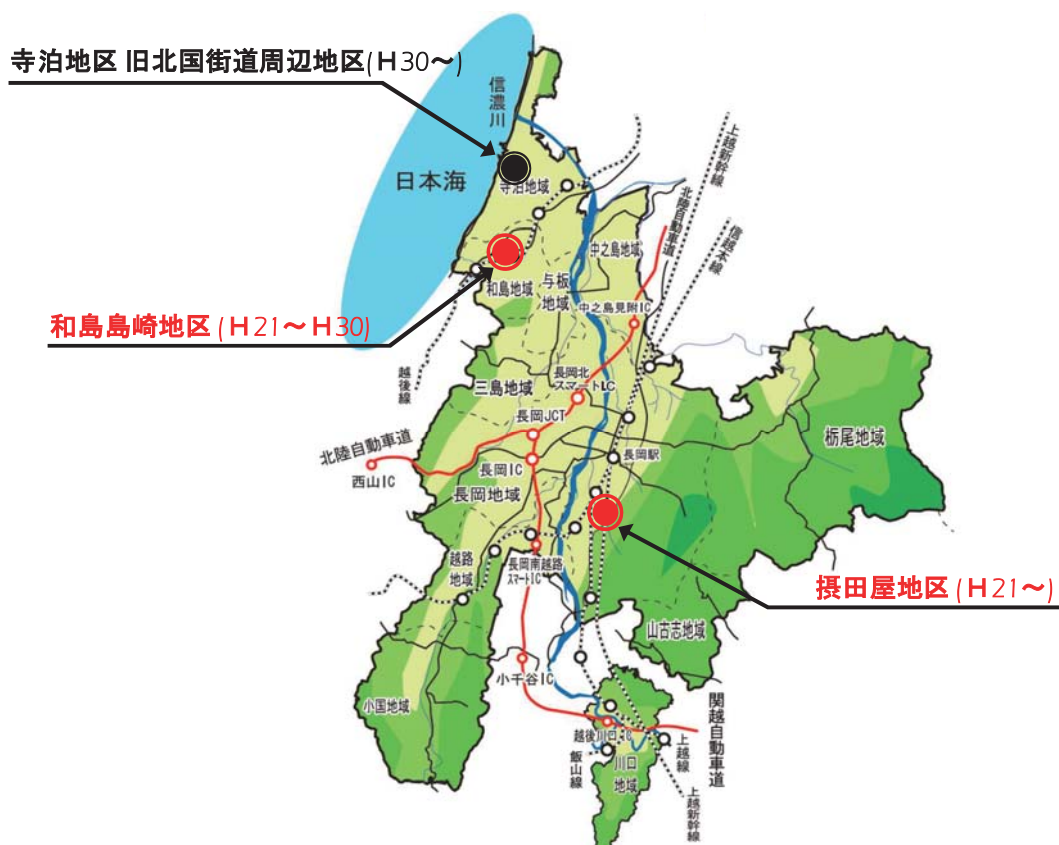
- ・ 歴史や文化、自然、伝統など、「地域の宝の磨き上げ」により、特徴ある街なみづくりを行う区域
- ・ 地域住民と連携・協働して、住環境の改善はもとより、長岡の魅力発信と交流人口の拡大を図るもの
- ・ 地域づくりのモデルとして、市民の景観形成に対する意識の醸成につながるもの



- ・ これまでに街なみ環境整備事業を活用して整備を行った和島島崎地区と摂田屋地区の2か所について紹介

2

街なみ環境整備事業の実施箇所



3

[和島島崎地区] 地区の概要

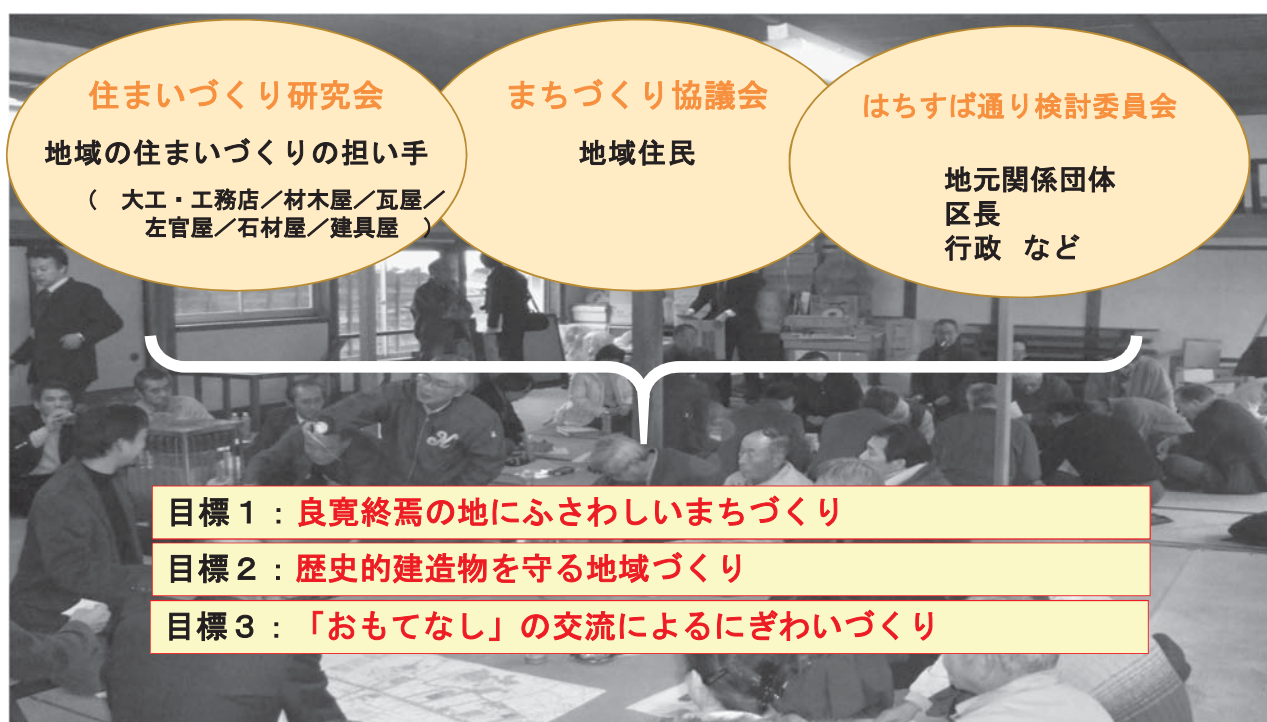
- 江戸時代の僧 良寛遷化の地
- 良寛ゆかりの数多くの史跡、雨板張りの住宅や周辺の自然により昔ながら落ち着いた景観を形成



4

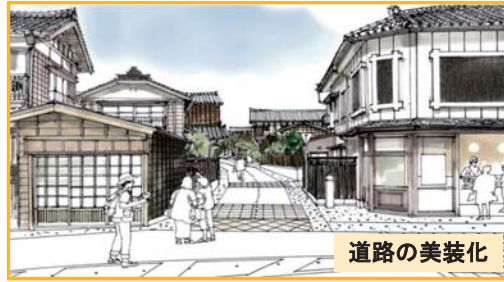
[和島島崎地区] 街なみ環境整備事業のはじまり

- “本物”の地域資源を活かした、魅力あるまちなみの再生、創出
- 住民や来訪者にとって楽しい、“おもてなし”のまちづくり



5

[和島島崎地区] 街なみ環境整備事業の内容



駐車場整備（効果促進事業）

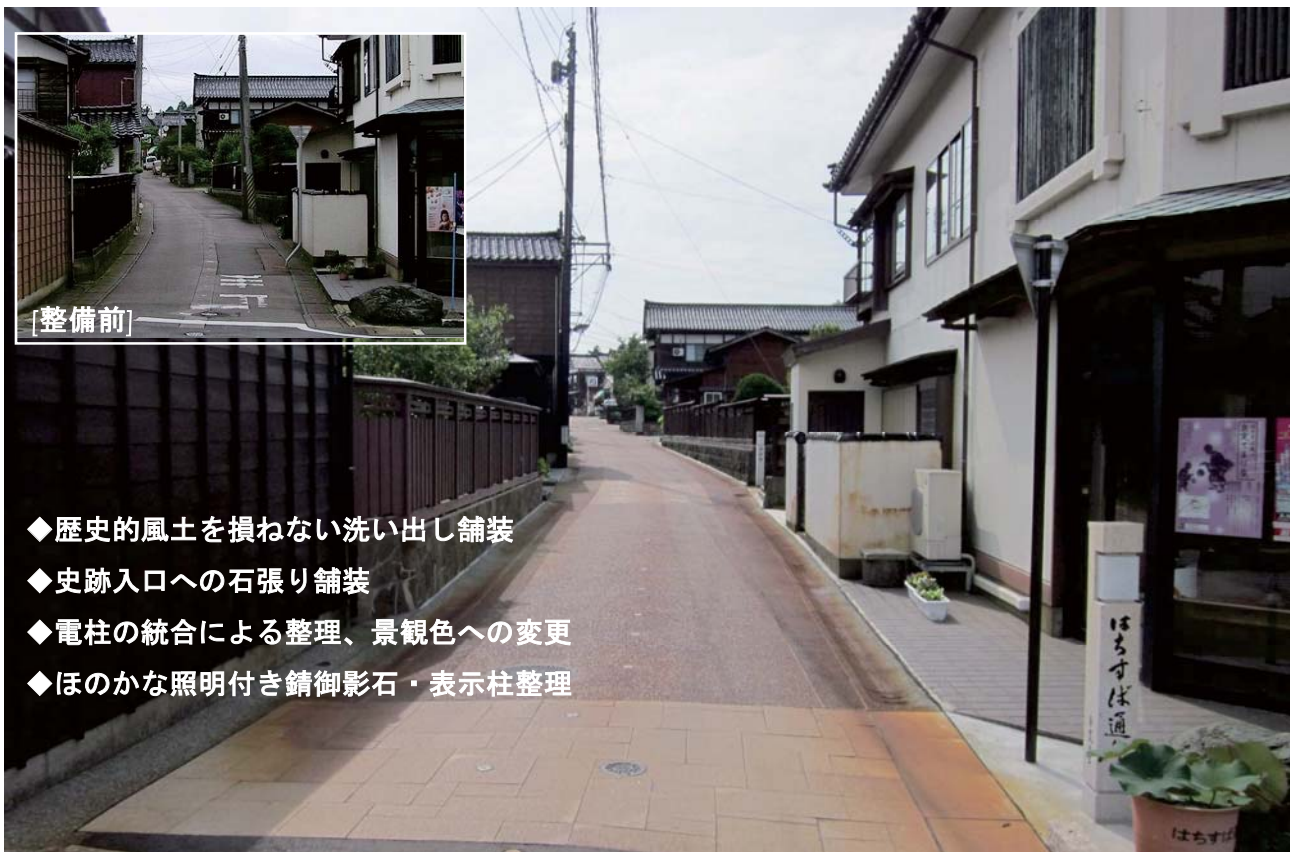


事業地区面積：5.7ha



6

[和島島崎地区] 道路の美装化



7

[和島島崎地区] 小公園等の整備



8

[和島島崎地区] 住宅等の修景整備



9

[和島島崎地区] 地域住民の活動



蓮の花の植栽



まち歩きイベント



地域イベント「良寛朗読ライブ」でのライトアップ



[和島島崎地区] 今後のまちづくり

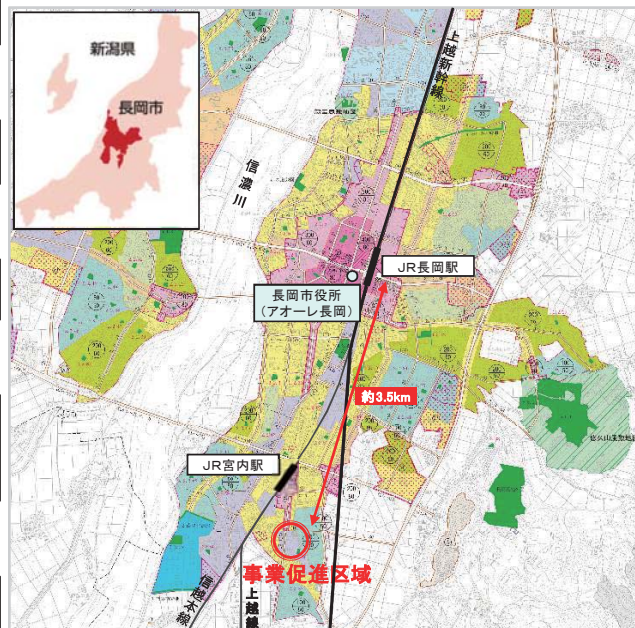


長岡市景観条例に基づく地区指定
⇒建築物、工作物の形態意匠をルール化。
魅力ある街なみの保全を図る。



- ・ 旧三国街道に沿った交通の要衝(江戸時代から)
- ・ 古くからの醸造のまち
- ・ 現在も多くの醸造業者が集積
- ・ 歴史的、文化的価値のある建造物が点在
- ・ 昔ながらの風情を残す特色ある街なみを形成

摂田屋地区 位置図



12

[摂田屋地区] 街なみ環境整備事業：これまでの取り組み 目的と事業概要

目的

- ・ 旧三国街道や鰻絵の蔵など歴史・文化的資源が残る摂田屋地区において、地域住民主体のまちづくり協議会と協働で地区の個性を活かした街なみ整備を行うもの

地区の範囲

摂田屋地区「街なみ環境整備促進区域」

18.6ha (平成19年8月指定)

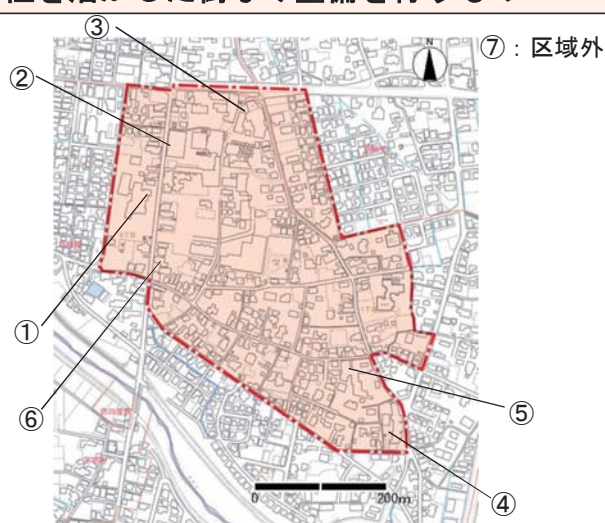
※図中の丸数字は国の登録有形文化財の位置を示す。

- ① 機那サフラン酒本舗土蔵
 - ② 吉乃川常倉
 - ③ 越のむらさき主屋・土蔵
 - ④ 長谷川酒造主屋
 - ⑤ 星野本店三階蔵
 - ⑥ 星六土蔵
 - ⑦ 秋山隆ポスター美術館長岡(区域外：宮内駅近く)
- (写真次ページ)

事業概要

平成19年度から20年度にかけて、地域住民の方々とワークショップを行い検討

- (1) 道路美装化
- (2) 公園整備
- (3) 雨水排水施設整備
- (4) 案内サイン整備
- (5) 住宅等の修景



13

[摂田屋地区] 現在に残る醸造蔵と国登録有形文化財

現在に残る醸造蔵(5軒)

- ・吉乃川(日本酒)：天文17年(1548年)創業
(県内最古の酒蔵)
- ・長谷川酒造(日本酒)：天保13年(1842年)創業
- ・越のむらさき(醤油)：天保2年(1831年)創業
- ・星野本店(醤油・味噌)：引化3年(1846年)創業
- ・星六(味噌)：明治30年(1897年)星野本店から分家



①機那サフラン酒本舗土蔵



②吉乃川常倉



⑦秋山孝ポスター美術館長岡本館

- 国登録有形文化財(8件)
- ・機那サフラン酒本舗土蔵(①)
 - ・吉乃川常倉(②)
 - ・越のむらさき主屋
 - ・越のむらさき土蔵 } (③)
 - ・長谷川酒造主屋(④)
 - ・星野本店三階蔵(⑤)
 - ・星六土蔵(⑥)
 - ・秋山孝ポスター美術館長岡本館(⑦)
(旧北越銀行宮内支店)



③越のむらさき主屋・土蔵



⑥星六土蔵



⑤星野本店三階蔵



④長谷川酒造主屋

14

[摂田屋地区] 街なみ環境整備事業：実施箇所図



15

[摂田屋地区] これまでの整備実績：道路の美装化・公園整備ほか



旧三国街道道路美装化



旧三国街道道路美装化



摂田屋公園整備



摂田屋公園トイレ整備



案内サイン整備



案内サイン整備

16

[摂田屋地区] 修景補助：まちづくり協定

摂田屋地区まちづくり協定

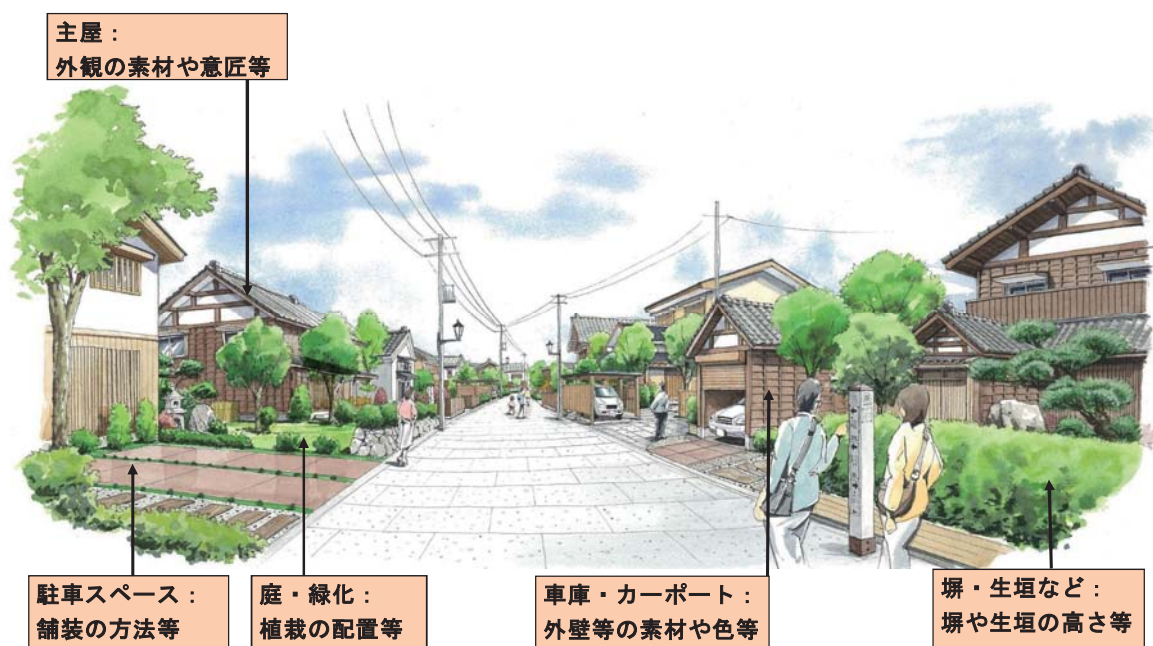
- ・ 醸造の町 摂田屋の歴史的建造物と調和した街並みの形成を図るため、まちづくり協議会の主導により締結

- ・ 摂田屋地区の歴史的な資源や自然・緑地の豊かなまちなみにふさわしい住環境(建物及びその敷地)の整備・改善を図ることを目的とする。

- ・ 協定締結状況 (H31年3月現在)
 区域対象者：216人
 協定締結者：182人
 協定締結率：約84%

17

	摂田屋が目指していく「デザインの方向性」
主屋	・ 摂田屋の歴史・文化が感じられるような、摂田屋に昔からある要素（意匠・素材・色など）を取り入れた建物。
車庫・カーポート	・ まちを歩く人（まちに住む人・まちを訪れる人）へのおもてなしとして、和の雰囲気を感じられるデザイン。
駐車スペース	・ 「静かで落ち着いた」まちなみに合わせた駐車スペースや庭のデザイン。
庭・緑化	・ まちを歩く人（まちに住む人・まちを訪れる人）へのおもてなしとして、潤いやまち歩きの楽しみを感じられる庭。 ・ 冬場の雪処理などを考慮したデザイン。
塀・生垣など	・ 道行く人と住む人の両者が安心感を持てるような、互いに見える関係や開放感を感じられるデザイン。 ・ 冬場の雪処理などを考慮したデザイン。



[摂田屋地区] 修景補助の内容とこれまでの実施状況

助成事業の内容

- ・ まちづくり協定者が行う摂田屋の歴史・文化が感じられる修景整備に対し、交付要綱に基づき補助金を交付

補助限度額 (補助率2/3)

- ・ 建物の新築等の外観工事：200万円まで
- ・ 建物の過半の色彩変更：200万円
- ・ 塀、生垣、植栽：200万円

実施状況(H31.3月現在)

年度	H27	H28	H29	H30	H27~H30
件数	12	22	26	8	68

- ・ 補助総額：約73,000千円

20

[摂田屋地区] 街なみ環境整備助成事業(修景補助)の実施例



外壁の張替、屋根・外壁の塗装

蔵の雰囲気に合わせて
た塗装



カーポートの設置

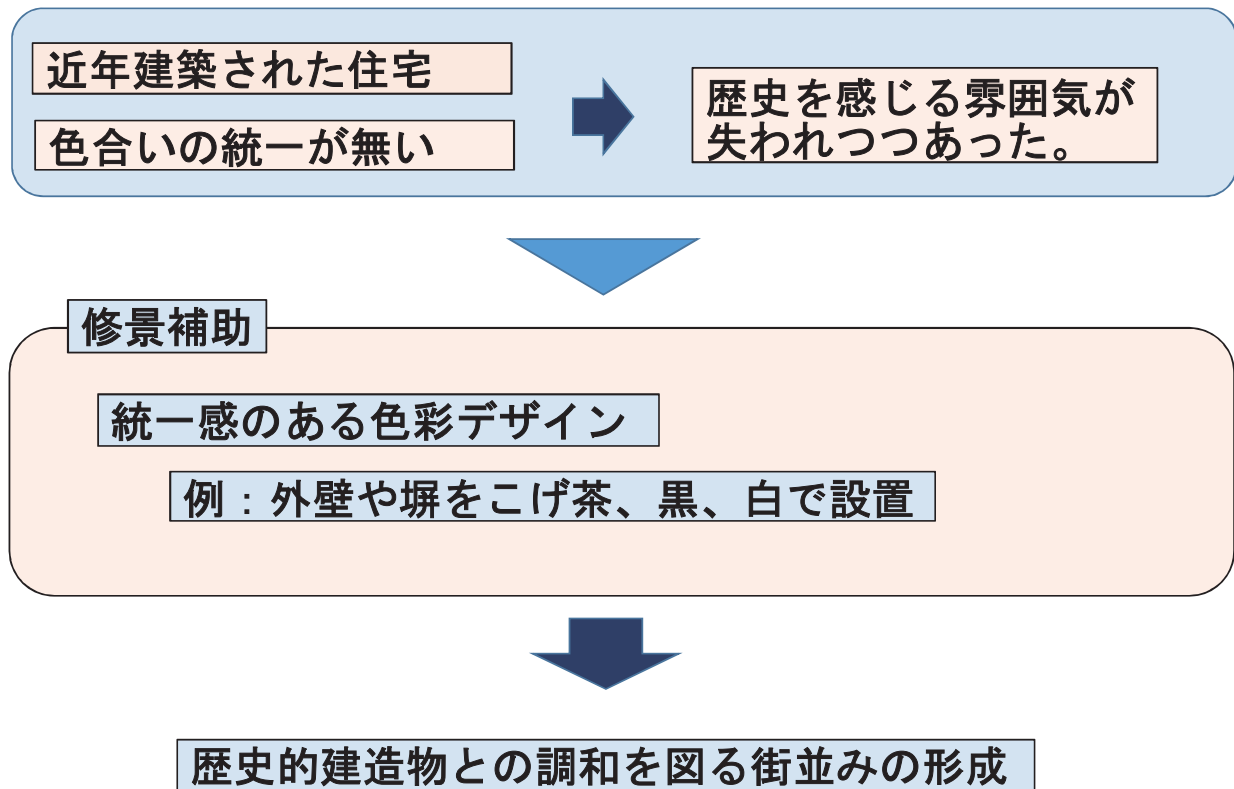
柱や屋根の色は茶系で、側面を
木板で覆ったカーポート



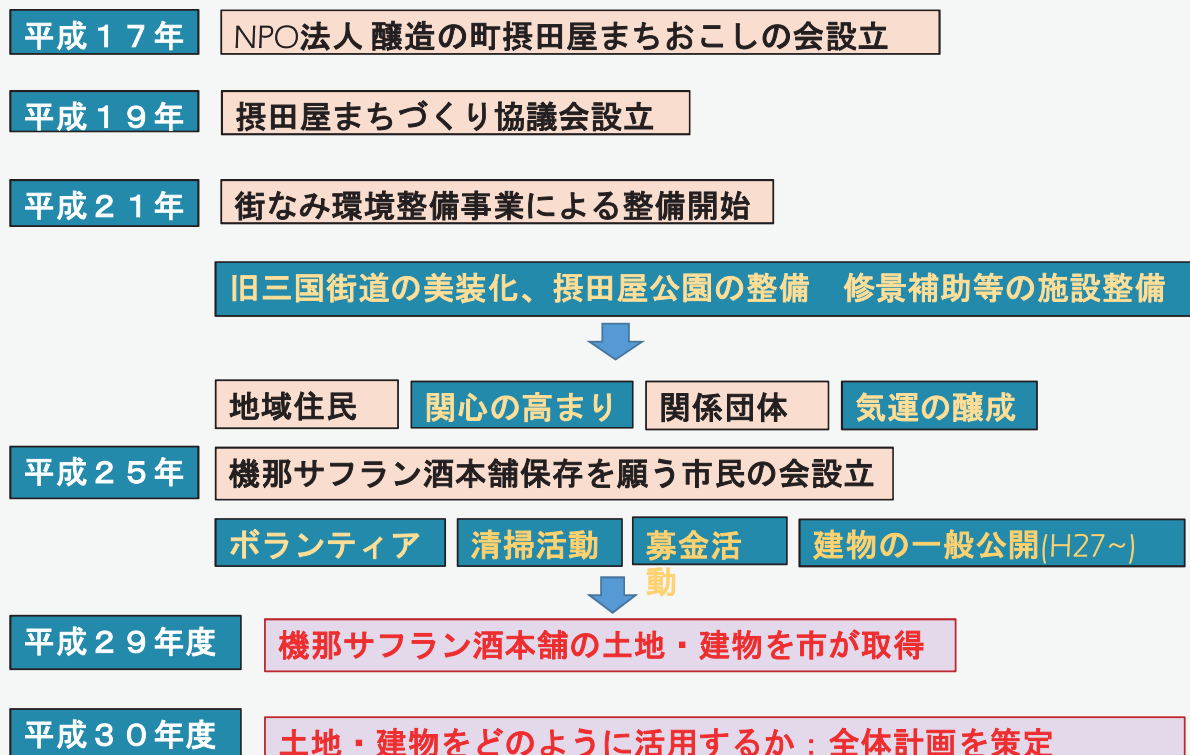
緑化

通りから見える場所へ
の植栽

21



22



23

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗の建造物群

敷地面積：約9,000㎡

敷地内建造物：登録有形文化財『鰻絵の蔵』など10棟（建築：明治後期～昭和初期）
建物と庭を創ったのは、薬酒販売で財を成した産業王 初代 吉澤仁太郎



市の取組：平成29年度に土地、建物を市が取得

平成30年11月、10棟の建物と庭園を景観法に基づく景観重要建造物に指定
特徴的な建造物を活かした拠点整備を開始

24

[摂田屋地区] 昔の機那サフラン酒本舗写真



主 全 部 別 (国史館・ラフ・写真)



部 一 ノ 敷 地 別 (国史館・ラフ・写真)



面 側 実 務 事 務 店 (国史館・ラフ・写真)



板 倉 立 大 聖 道 村 摩 訶 印 目 (国史館・ラフ・写真)



部 一 ノ 園 庭 (国史館・ラフ・写真)



部 一 ノ 園 庭 (国史館・ラフ・写真)

25

文久 3 (1863)年 古志郡定明村に生まれる。
 明治 13 (1880)年 千手町の薬種屋寺田屋幸七商店に勤める。
 明治 17 (1884)年 サフラン酒の製造開始。竹筒に入れて売り始める(21歳)
 明治 20 (1887)年 薬酒製造免許付与される。
 明治 25 (1892)年 「機那サフラン酒」商標登録
 明治 27 (1894)年 定明から摂田屋(現住所)に移転。
 機那サフラン酒製造本舗の看板を掲げる。(31歳)
 明治 36 (1903)年 厄払いで打上げた花火が元で光福寺を全焼させる。
 明治 38 (1905)年 銃印葡萄酒の製造販売を開始。(42歳)
 明治 44 (1911)年 大看板建築
 大正 2 (1913)年 主屋増築(50歳)
 大正 5 (1916)年 衣装蔵建築
 大正 15 (1926)年 鰻絵の蔵建築
 昭和 6 (1931)年 離れ座敷建築
 昭和 16 (1941)年 庭木の手入れ中に刺さった棘がもとで
 病死(78歳)



26

【人生訓】：「機先を制する者は過半を制する」。イノベーター吉澤仁太郎の人生訓

【産業王の夢の館】

創業者吉澤仁太郎が生涯をかけ創り上げた建物や庭園は「自分だけのユートピア (藤森照信氏の言葉)」。世間一般の拘束を無視し、自らの感性の思い描くままに創作を続け、唯一無二の仁太郎ワールドを創り上げた。

【鰻絵の蔵】(国の登録有形文化財)

大正 15 (1926)年に建てられ、平成 20 年に修復された。土蔵には珍しく多数の窓を配し、開口部全てに鰻絵が施される。
 鰻絵の作者は隣に暮らしていた左官 川上伊吉

【趣味】

〈花 火〉 一番の趣味 長岡の花火大会で三尺玉を一番最初に上げたのは吉澤仁太郎とも言われており、当時の玉造りの写真が残っている。
 〈庭造り〉 全て仁太郎手造りの庭。佐渡の大きな赤玉石、黄玉石ほか見事な巨石を配し、浅間山の噴火石等を財力に物を言わせて集めた。
当時はまだ珍しかった「色鯉」(錦鯉)を泳がせ、豪華な離れ座敷でお客をもてなした。

27

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗 現況写真①

離れ座敷



建築年：昭和6（1931）年
用 途：客間、もてなしの間

主屋



建築年：明治27（1894）年
用 途：住居、女中部屋

鰻絵蔵



建築年：大正15（1926）年
用 途：店舗、事務室

衣装蔵



建築年：大正5（1916）年
用 途：貴重品の保管

米蔵



建築年：昭和時代初期
用 途：米の保管

一号蔵



建築年：大正15（1926）年
用 途：住居など

28

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗現況写真②

調整蔵



建築年：大正15（1926）年
用 途：サフラン酒などの調整

貯蔵蔵



建築年：大正9（1920）年
用 途：サフラン酒などの貯蔵

道具蔵



建築年：大正7（1918）年
用 途：製品の貯蔵、諸道具の保管

七連蔵



建築年：大正中期頃
用 途：花火製造

庭園



整備年：明治時代後期～
用 途：離れ座敷からの眺望、錦鯉の鑑賞



29

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗から発信する3つの魅力

① 摂田屋地区 ～発酵するまちから「醸造文化」の発信～

- ・ 醸造文化：
県内最古(創業1548年)の酒蔵 吉乃川をはじめとする酒・醤油・味噌の5軒の蔵元
- ・ 歴史的建造物と街なみ：
国登録有形文化財(8件)、緩やかにくねった旧三国街道、点在する神社やお地藏様、ふつうの住まいと古い蔵元と個性的な店の混在した街なみ
- ・ 歴史的な所：戊辰戦争時に長岡藩の本陣となった光福寺

② 機那サフラン酒本舗 ～「唯一無二の仁太郎ワールド」を発信～

- ・ 唯一無二の歴史的建造物群と庭園(建物自体が巨大な広告塔)
- ・ 日本一の「鰻絵」と「大看板」
- ・ 産業王 初代吉澤仁太郎とサフラン酒
- ・ 花火(長岡初の三尺玉)と錦鯉

③ 長岡 ～長岡の「食・酒・見どころ」を発信～

- ・ 食・酒：摂田屋の醸造製品と長岡産の酒と食材
- ・ 長岡全体の観光振興・交流拡大に向けて始動
- ・ 地元大学等との連携を通して新たな魅力を創造

30

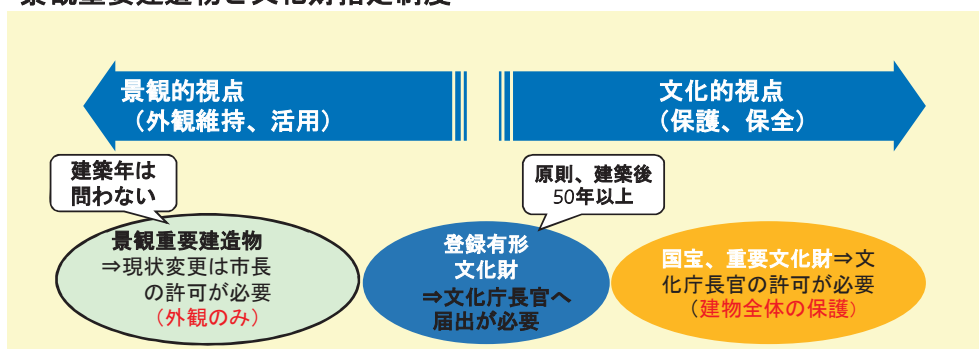
[摂田屋地区] 景観重要建造物について(景観法)

景観重要建造物の指定（景観法第19条第1項） 以下抜粋

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、**景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物**（一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含める）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

景観上重要な建造物を
地域の個性ある景観づくりの核として
維持、保全、継承

景観重要建造物と文化財指定制度



31

景観重要建造物：長岡市の指定基準

○法令で定められた指定基準（景観法施行規則 第6条）

- ・地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

○長岡市の指定基準（長岡市景観アクションプラン第4章第1節）

※以下のすべてに該当するものを指定

- ・優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であるもの
- ・地域の自然や歴史、生活文化の特性が感じられるもの
- ・市民に親しまれているもの

32

[摂田屋地区] 景観重要建造物：指定の優先度

○指定の優先度

観点1：外観の現状維持

⇒老朽化等により良好な外観を消失する可能性が高い歴史的な建造物

観点2：所有者の意思

⇒所有者が、保存の意識と制度に対する理解を持つ建造物

観点3：景観まちづくりへの貢献

⇒地域の良好な景観形成に寄与するとともに、景観まちづくりの普及につながる建造物

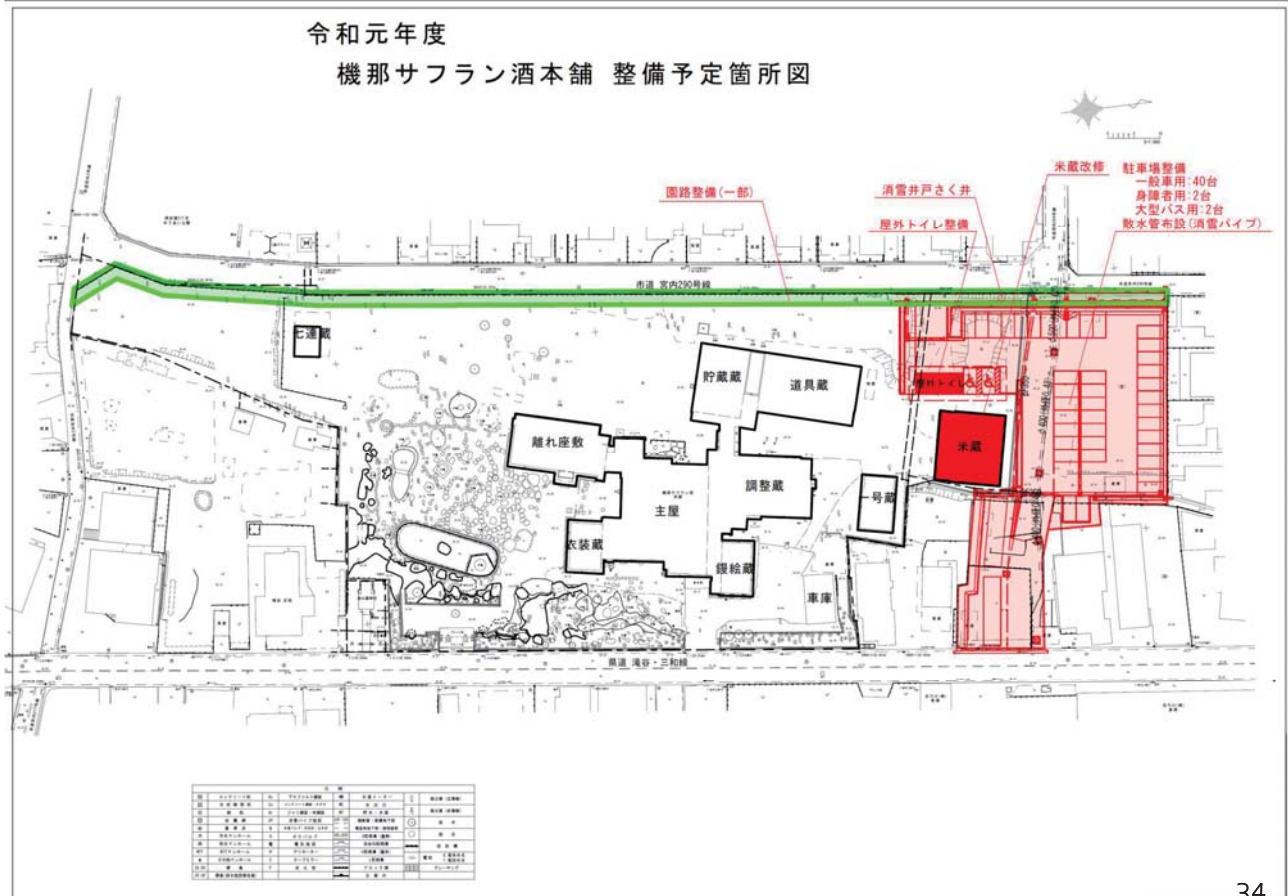
長岡を象徴する歴史的建造物の指定を優先に進める。



『機那サフラン酒本舗の建物群と庭園』を長岡市第1号の景観重要建造物として指定(平成30年11月)

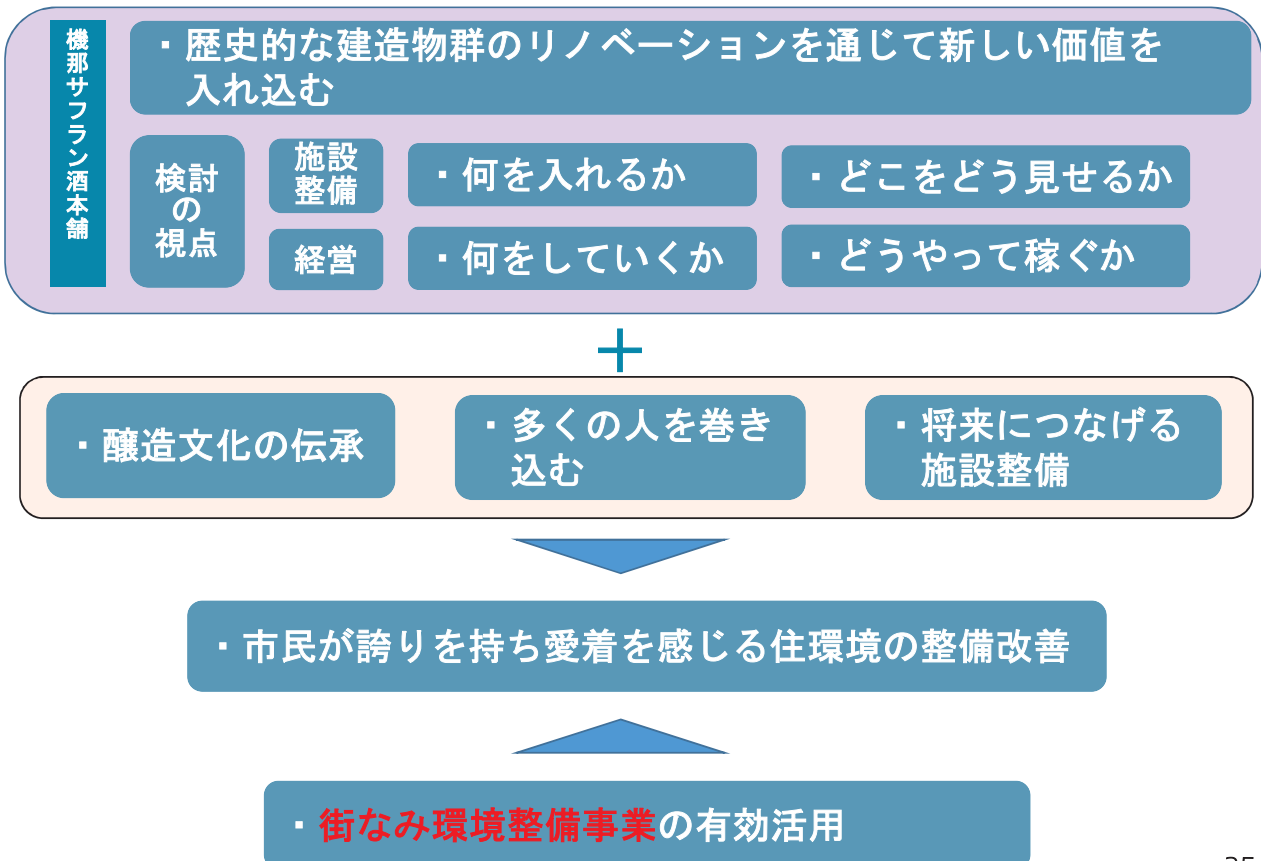
33

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗：令和元年度の整備予定箇所



34

[摂田屋地区] 機那サフラン酒本舗：これからの整備に向けて



35